

平成 18 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 九州親和ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 荒木 隆繁

第三者割当による第三回優先株式の発行に関するお知らせ

九州親和ホールディングス（代表取締役社長 荒木 隆繁）は、平成 18 年 10 月 13 日開催の取締役会において、第三者割当による第三回優先株式の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

I. 発行の理由

当社ならびに子会社である親和銀行（取締役頭取 荒木 隆繁）では、不良債権問題の抜本的な解決を図るため、福岡銀行ならびに株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズと協調して、お取引先企業の事業再生を軸としたアライアンス戦略に取り組むことといたしました。福岡銀行の事業再生ノウハウ・スキーム及びネットワークと、全国的に数多くの地域企業の財務および事業の再構築を手がける株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズの先進的手法を活用し、親和銀行の「不良債権問題の解決とお取引先企業の事業再生・早期健全化の同時実現」を図ってまいります。

業務・資本提携の内容につきましては、本日発表の「業務・資本提携に関する基本合意について」をご参照ください。

本件は、上記業務・資本提携に基づき、転換型優先株式を発行し、第三者割当の方法により株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが管理運営する特別目的会社に割り当てるものであります。

なお、本優先株式の発行により払い込まれた資金は、当社の子会社である親和銀行への出資に充当いたします。

II. 第三回優先株式の特徴

株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの業務・資本提携は、当社への資本参加を通じて当社グループの経営基盤および財務基盤を強化し、当社グループの発展に寄与することを目的としております。

従って、本優先株式は、当初転換価額の修正条項を設定せず、平成 32 年 3 月 31 日を転換請求期限とした中長期的な資本増強手段となっております。

なお、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズは、今般の業務・資本提携の趣旨に鑑み、投資資金の回収に際しても、銀行の業務の公共性を理解し、その健全性の確保等、銀行法の趣旨に十分配慮することを、表明しております。

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

III. 第三回優先株式の概要

第1 募集事項等

1. 募集株式の種類
株式会社九州親和ホールディングス第三回優先株式（以下「本優先株式」という。）
2. 募集株式の数 23,000,000 株
3. 払込金額 1 株あたり 1,000 円
4. 払込金額の総額 23,000,000,000 円
5. 募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日（払込期日）
平成 18 年 10 月 30 日（月曜日）
6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 払込金額中資本金として計上する額
1 株あたり 500 円
 - (2) 増加する資本金の総額
11,500,000,000 円
 - (3) 払込金額中資本金として計上せず、資本準備金として計上する額
1 株あたり 500 円
 - (4) 増加する資本準備金の総額
11,500,000,000 円
7. 発行方法
第三者割当の方法により、全株式を合同会社 K S F G パートナースに割り当てる。
8. 募集株式の継続所有等の取決めにに関する事項
発行日から 2 年以内に本優先株式又は本優先株式の転換により交付される当社普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、その内容を当社へ報告する旨、及び当社の事前の承認がない限り、本優先株式を第三者に転売しない旨の確約を得る予定であります。

第2 本優先株式の内容

1. 優先配当金
当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当については、本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、以下に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において 2. に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。
 - (1) 優先配当金
本優先株式 1 株につき、年 20 円とする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日に終了する事業年度にかかる優先配当金については、本優先株式 1 株につき、年 8 円 38 銭とする。
 - (2) 非累積条項
ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (3) 非参加条項
優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 優先中間配当金

当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う場合には、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先配当金の額の2分の1の額の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき金銭により1,000円を支払う。
- (2) 優先株主に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 取得請求権（普通株式への転換）

優先株主は、当社に対して、下記(1)に定める期間中、下記(2)に定める条件により、当社普通株式と引換えに、その有する本優先株式の全部または一部を取得するよう請求することができる。当該請求があったときは、当社は、当該優先株主に対して、本優先株式を取得することと引換えに、下記(2)に定める条件により当社普通株式を交付するものとする（以下、かかる請求を「転換請求」といい、転換請求により当社が本優先株式を取得することと引換えに当社普通株式を交付することを「転換」という。）。

(1) 転換を請求することができる期間

本優先株式に係る払込期日の翌日以降、平成32年3月31日まで（以下「転換請求期間」という。）

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(2) 転換の条件

① 本優先株式の転換と引換えに交付する当社普通株式の数の算定方法

転換請求権の行使と引換えに交付する当社普通株式の数は次のとおりとする。なお、「転換価額」は、下記②及び③に定めるところによる。

$$\text{転換と引換えに交付する普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 1,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

② 当初転換価額

当初転換価額は、135円とする。

③ 転換価額の調整

イ. 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める適用開始日以降、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

※ 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 当社が、転換価額調整式に使用する1株あたりの時価を下回る価額を募集株式の払込金額としてその発行する当社の普通株式またはその処分する当社の有する当

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

会社の普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、株式の分割、普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）もしくは当社に取得させることができる証券（権利）または普通株式の交付を当社に請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定める基準日の翌日以降これを適用する。

- (b) 株式の分割（普通株式の無償割当てを含む）をする場合

調整後転換価額は、当該株式の分割または無償割当てのための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (c) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に取得される証券（権利）もしくは当会社に取得させることができる証券（権利）、または当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに当会社に取得される証券（権利）もしくは当会社に取得させることができる証券（権利）、または行使することにより当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券または新株予約権の払込期日または払込期間の末日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- ロ. 上記イ. に掲げる場合のほか、次に掲げる場合には、当会社は、優先株主と協議の上、その承認を得て上記イ. に準じて必要な転換価額の調整を行う。

- (a) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、株式交換又は合併のための転換価額の調整を必要とするとき。

- (b) その他当会社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき（普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）もしくは当社に取得させることができる証券（権利）または普通株式の交付を当社に請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）により普通株式を交付する場合の転換価額・行使価額等の条件が、定款の変更、市場価格の変動その他の事由により、当該証券（権利）が発行された時点の条件と変更された場合を含む。）。

- (c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由の影響を考慮する必要があるとき。

- ハ. 転換価額調整式で使用する 1 株あたりの時価は、調整後転換価額の適用開始日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

- ニ. 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

- ホ. 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

通株式数（当該日において当会社の有する当会社の普通株式を除く。）とする。

④ 転換請求受付

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑤ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び本優先株式の株券が上記④に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

5. 取得条項（一斉転換）

当会社は、転換請求期間中に転換請求権の行使のなかった本優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって取得し、これと引換えに、本優先株式 1 株当たり 1,000 円を普通株式の時価で除して得られる数の当会社普通株式を交付する。なお、本項でいう普通株式の時価とは、一斉転換日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。ただし、当該平均値が、当初転換価額の 80%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限一斉転換価額」という。）を下回るときは、本優先株式 1 株当たり 1,000 円を下限一斉転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、交付する当会社普通株式数の算出にあたって 1 株未満の端数が生じたときは、会社法第 234 条の規定にしたがってこれを取り扱う。

6. 議決権

本優先株主は、法令および定款に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

但し、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に関する議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に関する議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に関する決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有するものとする。

7. 優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

(1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。

(2) 当会社は、優先株主に対し、会社法第 202 条に規定する募集株式の割当てを受ける権利または会社法第 241 条に規定する募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

8. 優先順位

当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払い順位は、同順位とする。

9. 上記各項の他、当社定款規定に従うものとし、本事項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

IV. その他事項

1. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	404,782,952 株
増資による増加株式数（普通株式）	48,611,000 株
増資による増加株式数（第三回優先株式）	23,000,000 株
増資後発行済株式総数	476,393,952 株
うち、普通株式	416,093,952 株
第一回優先株式	30,000,000 株
第二回優先株式	7,300,000 株
第三回優先株式	23,000,000 株

（注）当社は、転換予約権付株式を発行しているため、発行済株式総数は平成 18 年 9 月 30 日現在の数字を記載しており、増資後発行済株式総数は、平成 18 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数に増資による増加株式数を加えた株数を記載しております（増資による増加株式数のうち、普通株式については、本日公表させていただいております「第三者割当による普通株式の発行および筆頭株主ならびに主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

2. 資金の使途等

（1）調達資金の使途

当社の子会社である株式会社親和銀行への出資に充当する予定であります。

（2）業績に与える見通し

本件による今期の業績予想に変更はありません。

3. 株主への利益配分等

（1）利益配分に関する基本方針

当社は、銀行持株会社として、経営の公共性と健全性の維持・向上という観点から、内部留保に配慮しつつ、長期に安定した配当を維持することを基本方針としております。

（2）配当決定に当たっての考え方

当該期の業績ならびに今後の収益見通し等を総合的に判断し決定いたします。

（3）内部留保資金の使途

銀行持株会社として、新たな事業展開に使用いたします。

（4）過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	2.89 円	▲185.69 円	3.41 円
1 株当たり年間配当金	－円	－円	－円
実 績 配 当 性 向	－％	－％	－％
株主資本当期純利益率	1.0％	▲57.8％	1.9％
株 主 資 本 配 当 率	－％	－％	－％

（注）1.1 株当たり年間配当金は、普通株式配当金を記載しております。

2. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

平成17年5月11日 新株予約権（普通株式25,000千株）発行

平成17年8月17日 上記の新株予約権の権利行使完了 普通株式発行総額 3,599百万円

平成18年1月5日 第二回優先株式（15,000千株）発行 発行総額 15,000百万円

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	301 円	207 円	206 円	284 円
高 値	323 円	330 円	430 円	287 円
安 値	158 円	170 円	147 円	140 円
終 値	205 円	206 円	280 円	141 円
株価収益率	70.84 倍	—	82.10 倍	—

(注) 1.平成19年3月期の株価については、平成18年10月12日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成17年3月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 割当予定先の概要

割当予定先及び割当先を管理運営する会社の概要

割当予定先の氏名又は名称			合同会社K S F Gパートナーズ
割当株数			23,000,000 株
払込金額			23,000,000,000 円
管理運営先の内容	氏名又は名称		株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ
	住所		東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルディング北館 15 階
	代表者の氏名		取締役社長 佐藤 雅典
	資本の額		270 百万円
	事業の内容		投資ファンド運営業
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係等		該当事項はありません。
	人的関係等		該当事項はありません。

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係欄は、平成18年10月12日現在のものです。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
総合企画グループ 帯田
TEL 0956-26-4105

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。